

「おいでまい」取扱店募集要領

1 趣 旨

香川県オリジナル米「おいでまい」を、香川のおいしいお米として広く知ってもらうため、「おいでまい」の提供や取扱いに御協力いただける販売店、飲食店・宿泊施設等を広く募集し、「おいでまい」取扱店として登録・周知することで、広範囲な認知度向上と「おいでまい」の普及を図る。

2 登録の要件

次の全ての要件を満たしている県内外の販売店、飲食店・宿泊施設等とする。

- (1) 概ね年間を通して「おいでまい」を顧客に提供できること。
- (2) 「おいでまい」の認知度向上に協力できること。
 - ① 「おいでまい」委員会作成のポスター、ミニのぼり、リーフレットなどの広報ツールを活用した積極的なPRの実施。
 - ② キャンペーン等の「おいでまい」PR活動を行う場合に、委員会への情報提供に努めること。
 - ③ 「おいでまい」取扱店の店舗情報の公開を了解すること。
- (3) 「おいでまい」の評価向上に協力できること。
 - ① 「おいでまい」栽培者の品質向上の参考とするため、顧客からの評価などの情報提供（アンケートの実施など）に協力できること。

3 申請方法・募集期間

- (1) 申請方法：「おいでまい」取扱店登録申請書（様式1）を、「おいでまい」委員会事務局まで提出ください。委員会で内容を確認して登録します。ただし、計画や営業形態など申請内容によっては登録できない場合もありますので御了承ください。
- (2) 募集期間：随時（毎月末を目処として申請受付をとりまとめて登録します。）
- (3) 申請結果：登録の可否、ホームページの掲載状況については、委員会から文書で通知します。

4 登録期間・登録費

- (1) 登録期間は、平成33年3月31日までとし、登録費は無料とする。
- (2) 登録期間中に、登録の辞退を希望する場合は、「おいでまい」取扱店登録辞退届出書（様式2）により、委員会に辞退を届け出る。

5 申請内容の変更

「おいでまい」取扱店は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に届け出るものとする。

6 登録店情報の周知

「おいでまい」委員会において、登録店の情報をリスト化し、ホームページ等への掲載により、広く周知するものとする。

附則 この要領は、平成26年3月12日から運用する。

この要領は、平成28年3月10日から運用する。